

# 令和5年度事務事業点検・評価報告書

令和 7 年 1 月  
江戸川区教育委員会

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の目標です。

貧困、教育、環境、産業など17の目標と169のターゲットから構成され、すべての人が「自分ごと」として取り組むことで、住みよい社会が実現します。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせるとともに生きるまちの実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

※令和5年度事務事業点検・評価をするにあたり、事業ごとに関連するSDGsを示しています。

## 1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。

この報告書は、江戸川区教育委員会が効果的な教育行政の推進と区民への説明責任を果たすため、令和5年度の事務事業の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を実施し、その結果をまとめたものです。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 令和5年度事務事業の点検・評価方法等

### (1) 対象事務事業の選定

令和5年度に江戸川区教育委員会が取り組んだ主要な事務事業の中から、教育長、教育委員会委員及び教育委員会事務局職員の協議により、次の4事業を点検・評価の対象として選定した。

(評価対象事業)

	評価対象事業名	所管課
1	スクール・サポート・スタッフ	教育推進課
2	医療的ケア児の受け入れ	学務課
3	日本語指導員	教育指導課
4	校内別室指導支援員配置事業	教育研究所

### (2) 点検・評価の方法

#### ① 点検・評価の流れ

対象とした事務事業について、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったうえで、教育委員会が内部評価を実施し、その評価内容を学識経験者に提示し、外部評価を実施した。

#### ② 内部点検・評価の視点

点検・評価の対象として選定した事務事業について、施策を実現するための執行実績を「成果」、「有効性」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の対応方向を示した。

### ③ 外部評価の視点

点検・評価の客観性を確保するため、様々な分野で教育施策や人材育成に携わるなど、教育について高い見識を有しており、従前から本区の教育施策に対し指導、助言をいただいている学識経験者から、点検・評価の対象とした事務事業の有効性と今後に向けた取組等に関する意見等を聴取した。

### ④ 評価指標

#### a. 内部評価

以下の評価指標をもとに5～1の5段階で評価を行った。

(評価指標)

評価基準	主な評価指標
成果	◆計画どおり事業が執行され成果をあげられたか ・年次目標・計画の設定は妥当であったか ・計画に即して円滑に事業を執行できたか ・目標とする効果・成果をあげることができたか
有効性	◆教育目標達成に向けた有効な取組となっていたか ・事業内容は妥当であったか ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか ・児童生徒の教育上、真に有効な取組であったか
効率性	◆適切な手法・手段により事業が実施されたか ・適正な経費で目標とする効果を挙げられたか ・効率的な手法・手段となっていたか ・対象とする範囲は適正であったか

(評語の定義)

評語	内 容
5	計画に即して適正に事業が執行され、当初目標以上の成果・効果が得られた。
4	計画に即して概ね適正に事業が執行され、当初目標とした成果・効果を得られた。
3	事業の一部見直し・改善を図っていく必要があるものの、当初目標とした成果・効果をほぼ得られた。
2	当初目標とした成果・効果をあまり得られず、事業手法や執行体制等、大きな見直し・改善が必要
1	事業を廃止（または休止）

b. 外部評価

(評語の定義)

評語	内 容
A	教育目標達成のために大きな効果がある事業であり、引き続き事業を実施していくべきである。
B	教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる事業であり、さらに工夫、改善を加え、事業を継続していくべきである。
C	改善すべき点が多く、期待した効果が少ない。事業の大幅な見直し、または廃止を検討する必要がある。

(3) 学識経験者（外部評価者）

並 木 正      聖路加国際大学客員教授兼教職支援アドバイザー  
佐 藤 浩      日本体育大学教授

以上2名

### 3 各事務事業の評価

#### 事業名：スクール・サポート・スタッフ

#### 【1】事業目的

学校における働き方改革を推進するため、各学校に教員の庶務的業務をサポートする職員(会計年度任用職員)を配置することで、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

#### 【2】事業概要

##### I 実施内容・実績

#### 1 実施内容

##### (1) 事業の開始

令和元年度

##### (2) 事業概要

スクール・サポート・スタッフの配置人数

(日)

	総計	小学校	中学校
令和元年度	163	120	43
令和2年度	190	142	48
令和3年度	193	139	54
令和4年度	190	141	49
令和5年度	205	148	57

##### (3) 職務内容

- ① 学習プリント等の印刷・配布準備
- ② 授業準備、片付けの補助(理科実験器具、タブレットや体育教具等)
- ③ 採点業務の補助
- ④ ポスターの掲示、チラシ等の配布
- ⑤ 学校行事や式典等の準備補助
- ⑥ 来客・電話対応
- ⑦ 児童・生徒の健康観察のとりまとめ作業
- ⑧ 教室内の換気や消毒

※ その他、学校の状況に応じて本事業の趣旨に沿う範囲で業務を行うことができる。

※ 児童・生徒に直接かかわる業務(学習指導や見守り等)や校外学習への引率は不可。

#### (4) 勤務形態

##### ① 任用資格・要件

なし

※ 地域の方、退職した教職員、教員志望者などを想定。

##### ② 賃金

時給：1,131円

##### ③ 1校あたりの配置上限時間

週38時間45分×52週

## 2 実績

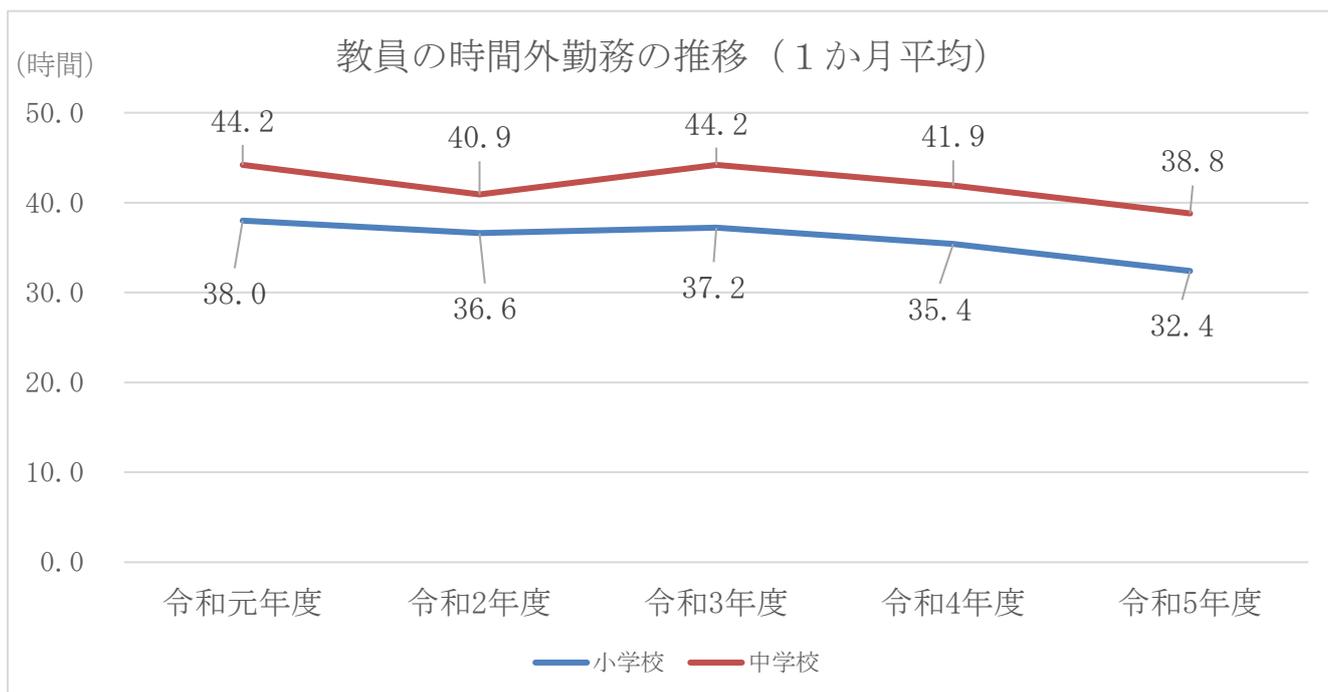
### (1) 配置実績

① 配置済校：98校

② 配置人数：205人

### (2) 教員の時間外勤務の推移（1か月平均）【表1】

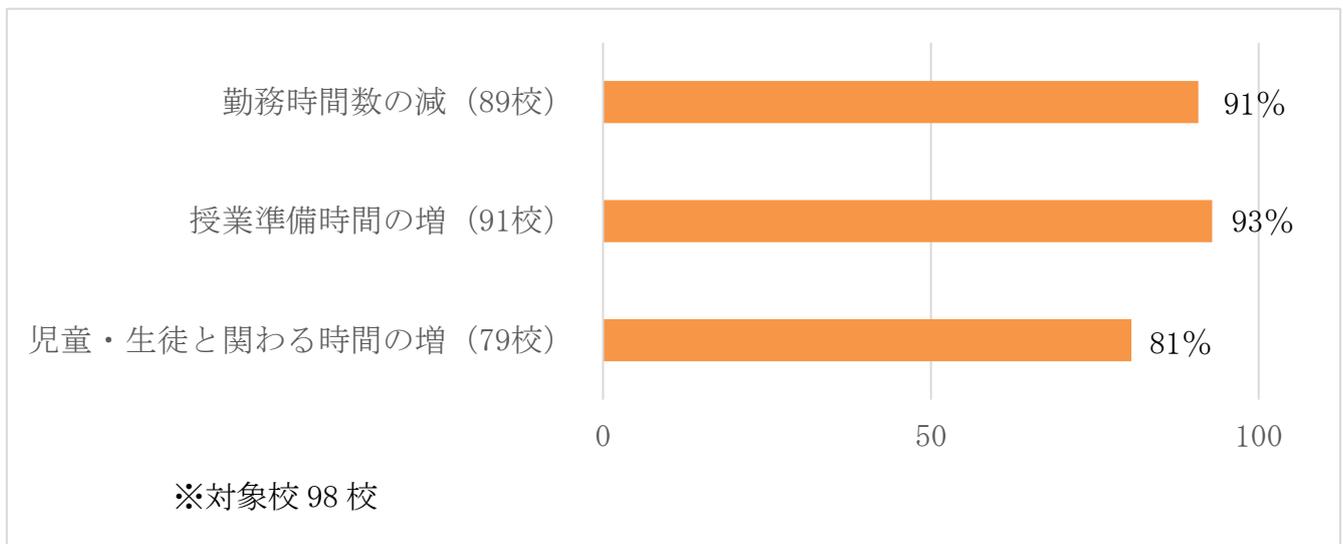
	小学校	中学校
令和元年度	38.0時間	44.2時間
令和2年度	36.6時間	40.9時間
令和3年度	37.2時間	44.2時間
令和4年度	35.4時間	41.9時間
令和5年度	32.4時間	38.8時間



(3) スクール・サポート・スタッフを導入したことで、教員が実感している効果

(令和5年度 都スクール・サポート・スタッフを配置した学校に係る教諭等の勤務の状況調査より)

① 調査結果【表2】



② 自由意見

○ 時間外勤務の減少

- ・教員の時間外勤務が明らかに減少している。
- ・教員の時間外勤務が大幅に削減できている。退勤時間が全体的に早くなった。

○ 授業準備時間の増加

- ・授業準備の時間が増え、教員が効率的に業務をできるようになった。
- ・学校全体の校務が円滑に進み、教材研究や学年の打ち合わせの時間も増えた。

○ 児童・生徒と関わる時間の増加

- ・児童と関わる時間が増え、20分休みや昼休みに児童への指導ができるようになった。
- ・担任を中心として教職員が普段の生徒や保護者とのやりとりに丁寧に取り組んでいる。また、それらの時間が増えることで、いじめの早期発見や問題行動の未然防止などの効果を実感している。

○ スクール・サポート・スタッフの課題

- ・仕事量が多い時と少ない時があり、計画的に業務を進めていくことが難しい。
- ・スタッフ募集、任用に至るまでの学校負担が大きい。
- ・スクール・サポート・スタッフにどこまで業務を依頼をしていいのかわからない。

## Ⅱ 経費

310,120千円	(内補助金経費	240,646千円)
(内 訳)	報酬	: 203,443千円
	旅費	: 5,613千円
	職員手当等	: 71,993千円
	共済費	: 29,071千円

## 【3】内部評価

### I 成果

スクール・サポート・スタッフ導入後、児童・生徒への配布物の仕分けや印刷、小テストの採点業務等を依頼し、教員の時間外勤務が大幅に削減でき、退勤時間が早くなったとの声が聞かれた。

実際、【表1】のとおり、教員の時間外勤務は減少傾向であり、教員を対象にした調査【表2】のとおり、ほとんどの学校で勤務時間の減少を実感している。

以上のことから、スクール・サポート・スタッフの配置が、教員の時間外勤務減少の要因のひとつとして機能し、本事業の目的である教員の負担軽減に寄与していると考えられる。

### Ⅱ 有効性

スクール・サポート・スタッフの配置をはじめとした教員の働き方改革の取組により、教員の時間外勤務が減少しただけでなく、児童・生徒指導、教材研究、授業準備等に充てる時間の増加等、スクール・サポート・スタッフの配置による効果を上げている。

特に児童・生徒と関わる時間の増加については、担任を中心として教員が普段の生徒や保護者とのやりとりを丁寧に進められており、それらの時間が増えることで、いじめの早期発見や問題行動の未然防止などの効果を実感しているとの声があり、児童・生徒に対する教育上も有効な取組であると考えられる。

### Ⅲ 効率性

特に時間外勤務が多い学校については、スクール・サポート・スタッフ配置人数を増やし、負担軽減を図っている。また、区教育委員会でスクール・サポート・スタッフ活用の手引きやQ&Aを作成し、勤怠管理や業務の指示・依頼などの校内ルールを定めることを周知することで、多くの学校が効果的にスクール・サポート・スタッフを活用することができている。

また、都の事業実施要綱に基づきスタッフを任用し、任用に係る費用は、国及び都から補助金が交付されており、適正な経費で効率的に事業が実施されていると考えられる。

## 【4】今後の課題

スクール・サポート・スタッフに依頼できる業務を十分に理解していないことから、活用が進んでいない学校もあるため、都教育委員会作成のスクール・サポート・スタッフ活用事例集についても周知を行う等、区教育委員会として更なる周知啓発が必要である。

また、学校だけでなく区教育委員会でもスタッフの募集をしているが、任用に至るまでの事務負担が大きいと感じている学校があることから、任用事務の簡素化を図る等、負担軽減を講じる必要がある。

<b>内部評価</b>	<b>4</b>
-------------	----------

### SDGs17の目標 関連項目

 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

## 【5】外部評価

### 学識経験者（外部評価者）の意見

- 学校の中の教員の業務は多忙を極めている。本来業務は授業であり、授業のための準備や児童・生徒と関わる活動を中心とするべきであるが、各種アンケートの集計と提出、保護者会の出欠の整理、授業で使用する各種プリントの印刷、特に個人情報に気をつけることのない業務がかなりあると想像される。その部分をスクール・サポート・スタッフに依頼することで教員の本来の業務にわずかかかもしれないが、専念できるように考える。教員の時間外勤務の推移も減少傾向にあり、もちろん働き方改革の意識もあると思うがスクール・サポート・スタッフによるところも少しはあると考えられる。

私が勤めている東京理科大の二部（夜間）の教員希望の学生の中には自分の出身自治体でスクール・サポート・スタッフとして昼間働いており、エクセルやワードも使えるので、副校長からも各種資料の作成を任されていた。今では教員となっている。もちろんこれはうまくマッチした例ではあるが、退職者等で、技能を生かせる人材が探すことができれば、学校にとって

働き方改革につながる勤務時間の軽減につながると考えられる。

(並木 正 聖路加国際大学客員教授兼教職支援アドバイザー)

<b>外部評価</b>	<b>A</b>
-------------	----------

○ 学校における働き方改革は着実に進められてきており、教師の時間外勤務の時間は一定程度改善してきている。しかし、依然として長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して引き続き取り組むことが求められている。

江戸川区教育委員会は、教員の庶務的業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの配置を令和5年度は前年度比15人増（令和元年度比42人増）にし、さらなる充実を図ってきた。教員の時間外勤務は減少し、何より授業準備時間の増を91%、児童・生徒と関わる時間の増を81%の学校が実感しており、授業の充実、いじめや問題行動の早期発見、未然防止等の効果も認められている。令和5年8月に中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会が「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」において、改革の目指すべき方向性として「子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること」と示しているが、その実現に向けて成果をあげており、大いに評価できるものである。

一方、「スタッフ募集、任用に至るまでの学校負担」が課題としてあげられているが、この負担軽減は教育委員会として取り組むべき環境整備の一つであり、事務手続きの簡略化に向けた検討に直ちに取り組むよう努めていただきたい。

(佐藤 浩 日本体育大学教授)

<b>外部評価</b>	<b>A</b>
-------------	----------

## 事業名：医療的ケア児の受け入れ

### 【1】事業目的

医療技術の進歩等を背景として、喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒が増加するなか、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立した。

この法律の施行により、学校設置者は学校に在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行うことが求められるため、校内において安全かつ適切な医療的ケアを実施する。

### 【2】事業概要

#### I 実施内容・実績

#### 1 医療的ケアの実施決定

保護者の申請に基づき、対象児童・生徒の主治医や教育委員会が依頼する指導医の意見等を参考に、「江戸川区立学校医療的ケア安全委員会」において、医療的ケアの実施（新規・継続）について検討し実施する。

#### 2 医療的ケア児の在籍児童数

	令和4年度	令和5年度
区立小学校	2人	4人
区立中学校	0人	0人

#### 3 医療的ケアの実施内容

##### ① 令和5年度在籍児童

学校名	学年 (R5年度)	必要な医療的ケア
第五葛西小学校	1年	導尿
南葛西小学校	1年	在宅酸素療法
宇喜田小学校	3年	導尿
下鎌田小学校	3年	経管栄養（経鼻胃管、栄養剤注入）

##### ② 令和6年度就学児童（令和5年度中に受け入れについて審議及び入学準備）

学校名	学年 (R6年度)	必要な医療的ケア
松本小学校	1年	喀痰吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、胃ろう部の衛生管理、人工呼吸器の管理、薬液の吸入、投薬、膀胱ろうの衛生管理

#### 4 看護師派遣事業者

株式会社メディカルコンシェルジュ

## 5 看護師派遣業務内容

医療的ケア児の在籍校各校へ看護師を毎日1名派遣。

- (1) 医療的ケアの実施
- (2) 医療的ケアの実施にあたっては、対象児童の主治医が作成した指示書に基づき実施。
- (3) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の健康管理及び日常生活介助
- (4) 指示書に基づく個別マニュアル（手順書）の作成
- (5) 緊急時のマニュアルの作成、緊急時対応
- (6) 医療的ケアの実施に関する記録及び報告書の作成
- (7) 主治医、学校医等の医療関係者との連絡・調整
- (8) 教職員、保護者との情報共有及び助言（校内会議出席含む）
- (9) ヒヤリハット事例の蓄積と予防対策
- (10) 必要な医療器具・備品の管理
- (11) (2) 以外の児童・生徒の日常生活の介助（指揮命令者が指示する場合）
- (12) 学校の健康診断時における補助
- (13) 児童・生徒の傷病時の養護教諭の補助
- (14) 緊急事態発生時における児童・生徒の救命救急

## 6 実績

### (1) 看護師派遣時間数 (時間)

	第五葛西小学校	南葛西小学校	宇喜田小学校	下鎌田小学校
4月	101.41	128.25	87.50	127.50
5月	130.16	142.75	141.75	154.00
6月	173.66	162.50	128.32	166.75
7月	106.41	95.75	49.08	93.75
8月	0	0	14.75	0
9月	151.50	154.00	135.75	150.50
10月	150.25	120.00	149.50	156.00
11月	154.00	149.50	137.41	134.00
12月	105.00	127.50	132.50	95.00
1月	126.00	131.50	130.25	121.00
2月	145.50	142.50	133.25	132.50
3月	108.50	117.25	108.75	104.75
合計	1,452.39	1,471.50	1,348.81	1,435.75

(2) 指導医検診の実施（令和5年度、5回実施。）

保護者より申請後、指導医は、保護者立会いの下、主治医意見書及び主治医指示書を踏まえ、児童・生徒の検診を行い、指導医意見書を作成する。

(3) 江戸川区立学校医療的ケア安全委員会の開催（令和5年度2回実施）

校内医療的ケアを安全かつ適切に行うため、下記の内容について審議する。

○校内医療的ケアの実施の可否及び実施内容に関すること。

○前号に掲げるもののほか、校内医療的ケアの実施に関し必要な事項に関すること。  
を審議する。

(4) 校内医療的ケア安全委員会の開催（各校定期開催）

学校での医療的ケア実施にあたり、校内組織として、校内医療的ケア安全委員会を設置。各校毎学期、校長を委員長として関係する教職員が参加。各校年に一回指導医が参加し、翌年度の実施に向けた計画を立案。

## II 経費

24,127千円

内訳	経費	主な内容
報酬	220千円	指導医助言
需用費	402千円	消耗品
役務費	19,415千円	看護師派遣費
委託料	307千円	指導医検診等派遣
備品	3,783千円	医療用備品

## 【3】内部評価

### I 成果

看護師を学校に派遣し医療的ケアを実施することで、対象児童は地域の学校へ通うことができる。そのことにより、地域とのつながりを持ち、他の児童と相互に理解し合いながら、学びを深めていくことが可能となった。

同様に子どもが地域の学校に通う事で、家族は地域において顔の見える関係性を構築していくことができている。

配慮が必要な児童において、地域でネットワークを構築することは、本人・家族にとって安心感となり、共生社会の実現に寄与している

### II 有効性

医療的ケアが必要な児童も将来的には社会へ出て自立し、障害のない人たちと共に生活を送らなければならない。そのための準備を学校生活において経験し、手伝いの求め方や、その程

度・内容を学ぶことで、対象児童の可能性を広げていくことができる。

同じ学校の児童は、対象児童と共に過ごす事で医療的ケアの実際を間近に見聞きすることができ、生活の工夫を一緒に考え、支援の方法を自然と身に着けることができる。全ての児童が多様性の中で過ごすことを経験し、それぞれのペースや範囲で成長発達できる。また、それを見守る教職員、保護者も同様に多様性を実感することができる。

### Ⅲ 効率性

看護師不足である現状に対し、看護師を会計年度任用職員として新たに雇用することは難しく、雇用後も急遽の休みや退職などがあった場合、代替看護師の確保は困難となる。

そのような問題の解消のため、看護師派遣会社を活用して募集・配置を行うことで、切れ目なく看護師を配置することができ、保護者の負担を軽減することにもつながった。

また、看護師が学校に配置されることで、医療的ケアのことに限らず、対象児童の疾患のこと、他児童における健康課題などを看護師に相談できるようになり、学校行事や緊急対応時等、補助的な役割も担うことができる。

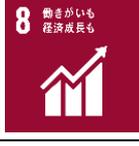
### 【4】今後の課題

在宅で過ごすことが可能な小児疾患が広がり、状態が安定していれば多様な医療機器を使用しながら地域で生活が可能となっている。区立学校において現状のまま看護師の派遣を続けていくことは、予算的な負担が多く、持続困難が見込まれる。また、いずれ看護師による医療的ケアではなく、自立（自分で実施）し、社会の一員として生活を営むことが必要になる児童もいる。児童の成長発達に合わせて看護師配置の必要性を見直し終了を検討しながら、義務教育後の自立を目指し、保護者・学校関係者・医療機関と連携し進めていく必要がある。

また、災害時における医療的ケア児の避難体制の構築について、関係部署と共に今後も検討を重ね、学校における過ごし方や帰宅困難時の対応方法など、具体的に計画を立てていく必要がある。

<b>内部評価</b>	<b>4</b>
-------------	----------

### SDGs17の目標 関連項目

 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

## 【5】外部評価

### 学識経験者（外部評価者）の意見

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」があるのは十分承知している。学校には、発達障害を始め、軽度の肢体不自由の生徒も在籍している。医療的ケアの必要な児童が就学相談等にかかっているならば、特別支援学校を薦められるのではないかと考えられる。現在の制度では、特別支援学校に通学していても通常の学校との交流は進められているので、まったく通常の生徒との関わりがないわけではない。

私が教育委員会に在籍していた経験からすると、自立を目指すことが困難にも関わらず、通常の学級に在籍して、看護師の派遣費用がかさむことに疑問を持たざるを得ない。

（並木 正 聖路加国際大学客員教授兼教職支援アドバイザー）

外部評価	C
------	---

- 令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように、個々の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行うことを基本理念の一つとして掲げている。また具体的な支援措置として学校に看護師等を配置し医療的ケアを行うことを求めている。

江戸川区教育委員会は、本法律を踏まえ、指導医検診の実施、江戸川区立学校医療的ケア安全委員会、及び校内医療的ケア安全委員会の開催など、個々の医療的ケア児の状況に応じた安全かつ適切な支援について協議した上で、看護師を学校に派遣し医療的ケアを実施してきた。こうした支援により、対象児童は地域の学校への通学が可能となり、他の児童と相互に理解し合いながら学びを深めていくとすることができるようになった。さらに家族は、子どもが地域の学校に通うことで地域におけるネットワークを構築できるようになるなど、共生社会の実現にも寄与しており、評価できるものである。

しかし一方では、看護師不足、予算的な負担等から持続困難が見込まれているのも現状であり、義務教育後の自立を目指し、児童の成長発達に合わせた安全かつ適切な支援の在り方について、保護者・学校関係者・医療機関が連携し慎重に検討していく必要がある。こうした中長期的な視点をもって検討、研究を重ねながら日々の医療的ケアに尽力していただきたい。

（佐藤 浩 日本体育大学教授）

外部評価	B
------	---

## 事業名：日本語指導員

### 【1】事業目的

江戸川区立学校（園）に在籍する日本語の意思疎通が困難な外国人、帰国幼児・児童・生徒及びその保護者に対し、日本語指導員を学校に派遣して日本語指導等の指導・支援を行い、幼児・児童・生徒の学校生活への適応を促進することを目的としている。

#### 【根拠法令等】

- ・ 学校教育法施行規則第56条の2、79条  
「日本語に通じない児童の特別の教育課程」及び「準用規定」
- ・ 江戸川区立学校日本語指導員派遣実施要項（平成23年4月 江戸川区教育委員会）

### 【2】事業概要

#### I 実施内容・実績

##### 1 実施内容

###### (1) 事業の開始

平成23年度

###### (2) 事業概要

###### ① 対象

- ・ 日本語の意思疎通が困難な外国人
- ・ 帰国幼児・児童・生徒及びその保護者

###### ② 指導回数・時間 1人あたり80回（160時間）、1回あたりの指導時間は原則2時間

###### ③ 派遣日・時程 学校と日本語指導員の協議により決定する

授業時間中に学校にて指導を行う

###### ④ 日本語指導員の要件

- ・ 指定された言語の日常会話が堪能であり、日本語の指導ができる者
- ・ 日本語指導員の役割を理解し、その職責を遂行する熱意を有する者

###### ⑤ その他

- ・ 江戸川区立学校日本語指導員派遣実施要項に基づいて指導員を派遣する。
- ・ 区民等の指導員に報償費から支払う。謝礼は1時間につき2,000円とする。

###### (3) 予算額

令和3年度予算	1回2時間×80回×2,000円×105名（16,800時間）	=33,600千円
令和4年度予算	1回2時間×80回×2,000円×105名（16,800時間）	=33,600千円
令和5年度予算	1回2時間×80回×2,000円×105名（16,800時間）	=33,600千円
令和6年度予算	1回2時間×80回×2,000円×105名（16,800時間）	=33,600千円

(4) 職務内容

- ・原則として、日本語指導員が児童・生徒に対して個別指導を行う。
- ・日本語指導員は児童・生徒のそばに寄り添い、教員が話す言葉の翻訳や児童・生徒の考えを日本語で表現する際に支援する。
- ・学習で使用する日本語の支援に限らず、児童・生徒の実態に応じて、学校生活に適応するために必要な日本語を指導する。

2 実績

令和4年度実績（日本語指導を受けた児童・生徒数）

言語別内訳（児童生徒数）		学年別内訳			
中国語	186	幼稚園	0	小5	38
英語	40	小1	56	小6	31
タガログ語	35	小2	75	中1	17
ヒンディー語	29	小3	53	中2	28
ネパール語	19	小4	58	中3	15
ベトナム語	9	合計			371人
その他	53				
合計	371				

令和5年度実績（日本語指導を受けた児童・生徒数）

言語別内訳（児童生徒数）		学年別内訳			
中国語	220	幼稚園	0	小5	54
英語	34	小1	64	小6	36
タガログ語	50	小2	65	中1	21
ヒンディー語	24	小3	82	中2	26
ネパール語	15	小4	49	中3	21
ベトナム語	12	合計			418人
その他	63				
合計	418				

II 経費

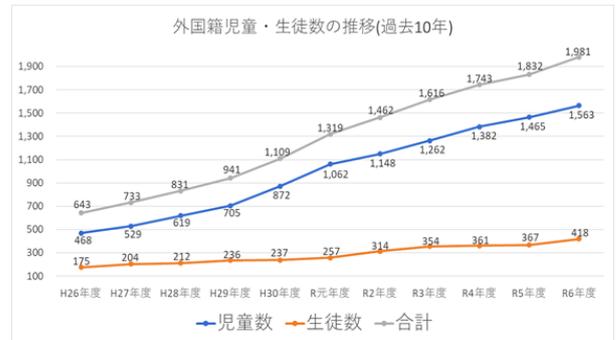
32,284千円

(内 訳) 報償費 : 32,284千円

【3】内部評価

I 成果

全児童・生徒数が減少している昨今においても、外国籍児童・生徒数は、増加している。それに伴い、日本語指導を希望する児童・生徒も増加しており、令和3年度から令和5年度の2年間で約1.5倍となっている。



教育委員会では、日本語指導員として対応することができる人材を確保し、学校からの申請があれば、速やかに指導員を派遣している。

## II 有効性

日本語を話すこと、理解することができないことで、児童・生徒は学校生活に不安を覚えたり、自己肯定感が低下したりしてしまう。また、友達や教員と十分なコミュニケーションをとることができず、暴力など問題行動を起こしたり、学校に登校する意欲が低下したりすることも危惧されている。

日本語指導員が寄り添い、継続的に日本語指導を行うことで、外国籍児童・生徒の不安を解消している。学級担任等と日本語指導員が連携して、児童・生徒の言葉に関する課題について共有したり、解決方法を検討したりしている。例えば、算数の問題が解けない児童について、算数に関する言語の理解が不足しているのか、数学的な見方・考え方が不足しているのかを見極め、適切に支援している。

## III 効率性

日本語指導を必要としている児童・生徒の実態に応じた指導日や指導時間を設定している。例えば、児童・生徒の時間割に合わせて教科を選択し派遣している場合が多い。また、基本的には一人の児童・生徒に対して同一の日本語指導員が支援するので、児童・生徒の実態に即した指導を行うことができている。

### 【4】今後の課題

現在、一人80日（160時間）を上限として指導を行っているが、それでは日本語での意思疎通が困難な児童・生徒がおり、指導日数や指導時間の上限を見直す必要がある。また、外国籍児童・生徒の増加に伴い、日本語指導を希望する児童・生徒の増加も予想されており、指導員の増員が必要である。

日本語指導を受けた児童生徒数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	234人	310人	350人
中学校	36人	61人	68人
計	270人	371人	418人

<b>内部評価</b>	<b>4</b>
-------------	----------

### SDGs17の目標 関連項目

	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
---	--

### 【5】外部評価

#### 学識経験者（外部評価者）の意見

- これからの日本の社会に外国籍の人材は欠かせなくなる。日本の児童・生徒にとっても外国籍の児童・生徒を排他的に扱うのではなく、どう相手を理解して、協働的に取り組むかは大き

な課題であると同時に若いうちに慣れておく必要がある。私も校長時代に、2名の中国からの生徒を受け入れていたが、どちらも中国語の分かる日本語指導員の指導を受けており、時々指導の様子を見ていた。一人は在籍する学級から、かなり排他的な扱いを受けていた。しかし、もう一人は積極的に日本語を使って、生徒とのコミュニケーションを図っていて、在籍してわずか1年で入った演劇部の舞台に立って日本語で活躍するまでになっていた。

日本語指導員はその外国籍の児童・生徒の母国語を話すので、本人たちが何に困っているのか把握しやすく、そのことが所属する学級での課題解決にもつながる。この日本語指導員の配置は今後も続けるべきである。

(並木 正 聖路加国際大学客員教授兼教職支援アドバイザー)

<b>外部評価</b>	<b>A</b>
-------------	----------

○ 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れており、日本人児童・生徒と同一の教育を受ける機会を保障している。江戸川区立学校における外国籍の児童・生徒数は、令和6年度1,981人であり10年前(平成26年度643人)と比較し3倍強となっている。

江戸川区教育委員会は、区立学校(園)に在籍する日本語の意思疎通が困難な外国人、帰国幼児・児童・生徒の学校生活への適応を促進し、日本人と外国人の子どもが共に学ぶ環境を創出することを目的とし、当該幼児・児童・生徒及びその保護者に対して日本語指導員を学校に派遣し、日本語指導等の支援を行っている。日本語を話すこと、理解することができないことから、児童・生徒は学校生活に不安を覚えたり自己肯定感が低下したりし、学校に登校する意欲も低下することが危惧される。そうした中で、日本語指導員が寄り添い継続的に日本語指導を行うことにより、当該幼児・児童・生徒の不安を解消するなど多くの成果をもたらしていることは、大いに評価できるものである。

今後、外国籍児童・生徒の増加に伴い、指導日数や指導時間の保障、指導員の増員が必要であり、その対応に精力的に取り組むとともに、併せて指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修プログラムの開発にも着手するなど、日本語指導員の資質・能力の向上を図るための取組についても充実させるよう努めていただきたい。

(佐藤 浩 日本体育大学教授)

<b>外部評価</b>	<b>A</b>
-------------	----------

## 事業名：校内別室指導支援員配置事業

### 【1】事業目的

登校児童・生徒数が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑・多様化している中、一人一人の状況に応じて適切に支援していくことが重要である。学校には来られるが、教室になかなか入ることができない、家に引きこもっていた状態からの第一歩を歩みだそうとする児童・生徒に対して、校内にもう一つの居場所をつくり、そこで支援する人材を配置することで、安心し、自己存在感や充実感を感じられるようにすることが目的である。

### 【2】事業概要

#### I 実施内容・実績

1 東京都教育委員会委託事業（都の補助金 10/10 2年間）である本事業において、令和5年度は、小学校5校、中学校19校で実施した。支援員によるサポートのもと、計370名の児童・生徒が校内別室につながる事ができた。

#### 2 各学校の支援状況

##### (1) 各学校の実績

【令和5年7月から事業開始 令和6年1月19日調査】

学校名	支援員延べ人 (人)	別室利用児童・生徒 (人)	学校名	支援員延べ人 (人)	別室利用児童・生徒 (人)
小松川中学校	5	6	瑞江中学校	4	21
小松川第二中学校	3	8	春江中学校	3	28
松江第一中学校	5	43	篠崎中学校	10	13
松江第四中学校	8	50	篠崎第二中学校	4	10
松江第五中学校	5	5	小岩第一中学校	2	8
二之江中学校	2	9	小岩第三中学校	4	15
葛西中学校	8	23	小岩第五中学校	3	7
葛西第三中学校	5	15	小松川第二小学校	2	11
南葛西中学校	3	7	大杉第二小学校	3	29
西葛西中学校	2	14	第二葛西小学校	4	5
東葛西中学校	6	11	南葛西小学校	5	8
清新第二中学校	3	12	西葛西小学校	5	12
支援員 計延べ104人（中学校85人 小学校19人）/別室利用児童・生徒370人（中学校305人 小学校65人）					

## (2) 安心して居られる・学習できる環境整備

		
校内別室では、個別で学習できる空間や学びあいができる空間を提供している。また生徒たちが登下校しやすいように、校内別室への導線に配慮している。	パーティションで各自の席を区切り、頻繁に利用する生徒には、席を固定化することで、生徒一人ひとりが安心できる居場所を確保している。	複数で取り組むことができる円卓や一人で取り組むことができる個別ブースなどの配置をしている。個々の抱えている状況に応じて対応できるようにしている。

## (3) 各学校の支援員による支援状況（代表的な事例）

- ① すべての曜日に支援員を配置し、できる限り複数で対応できるような体制を整えている。それにより生徒が別室登校できる機会が増え、一人一人の登校する日数が増えてきている。また複数での対応ができることにより、生徒それぞれの異なる取り組みに対して一人一人に多く関わるできるようになった
- ② 支援員は教職経験者や教職を目指す学生、生徒の心情を理解できる協力者をお願いしている。生徒の状況を報告書により教職員とも共有しつつ具体的な対応策を検討し生徒支援の連携を図っている。
- ③ 支援員に見守られたり、話し相手となってもらったりすることで、生徒が現在抱えている不安や心配を軽減させることができている。
- ④ 支援員が、対象児童やその保護者と一緒に、別室で給食を食べている。児童との関係性を築くことができ、支援員と一緒に学習をすることができている。授業に入れそうなときは、支援員が付き添い、授業に参加できるようになった。

## (4) 校内別室設置及び支援員配置による各学校の支援体制の充実（代表的な事例）

- ① 学業不振が要因で不登校になってしまっている生徒が多いため、本人が興味ある教科（実技教科も）を学習できる環境を整えている。美術や技術の課題を用意したり、電子ピアノを配置したりしている。
- ② 校内別室でオンライン授業が受けられるようにしている。教科の授業の進捗や教室での他の生徒の学習の様子を知ることができるようにしている。また、給食を同級生が運んだり、昼休みに同級生等と交流できる場を用意したりしている。
- ③ 支援員が学級担任と連絡を取り合い、生徒の個別時間割を作成し、段階的に学級復帰できるように支援を行っている。教科担任とも連携し、生徒の特性を踏まえて、授業の受け方を考えることができている。

## Ⅱ 経費

校内別室指導支援員 報償費 86,400 千円

(内 訳) 1 校 : 1,250 円×40 時間×4 週間×9 月×2 名分

### 【3】内部評価

#### I 成果

令和5年度7月から開始した本事業は、令和6年1月時点で370人の児童・生徒が校内別室につながる事ができた。小学校時代は全く登校できなかった生徒が、担任、スクールソーシャルワーカーの連携による働きかけにより、現在は週3回程度、校内別室に登校できるようになったとの報告を受けている。さらには、話し相手になったり、学習支援を行ってくれたりする支援員により、教室とは違う環境で、自分の居場所となっている生徒もいる。

今まで教室しかなかった学校内のもうひとつの居場所と先生以外のかかわりをもってくれる大人により、不登校児童・生徒の学校へ通う目的となっている。さらには、本事業により、学校全体で不登校児童・生徒の心と学びの支援を行っていこうという体制が強化しつつある。

#### Ⅱ 有効性

校内別室が整うことで、学習や集団適応に困難を抱えていた児童・生徒にとって、個別及び小集団での環境になるので安心して学校生活を過ごすことができている。

また、支援員の配置により、担任の先生などの先生以外のじっくりと関わってくれる大人が支援に入ることで、孤独感を味わうことなく、悩み事などを相談することができている。さらには、今まで完全不登校状態であった児童・生徒にとって、段階的な学校復帰の場所としても有効である。ある学校では、学業不振が要因の可能性があるため、教室への登校の働きかけから、本人の課題にあった学習を別室で実施することを提案したところ、登校する日数が非常に増えたことで、その相乗効果として親子関係が非常に良くなったとの報告を受けている。

今まで担任の先生ひとりで不登校児童・生徒の状態把握を行っていた部分もあるので、支援員が配置されることで児童・生徒の状態が把握され、先生による支援も適切かつ充実したものにつながっている。

#### Ⅲ 効率性

今まで先生方は、学級担任及び授業、部活動などをしながら、不登校児童・生徒の支援を行っており、なかなか支援の充実を図る時間を確保できなかった。その中において、不登校児童・生徒及び保護者も学校から見放されているという思いになり、関係が悪化することも少なくない。

校内別室だけでなく、支援員の配置により、不登校児童・生徒が安心して過ごせる場所ができただけでなく、支援員と先生が情報共有し合うことで、保護者との会話においても具体的かつ適切な学校の支援方針を伝えていくことができている。不登校児童・生徒及び保護者、それを支える先生相互に効率かつ有効である。

## 【4】今後の課題

大きく下記の3点が課題となっている。

### ① 支援員の確保

本事業を支える支援員の確保については、各学校で困難している。退職した学校教職員や大学生、地域の方など様々な方に都合のよい日時に支援に入ってもらっている。現在も区のホームページなどで募集を行っている。

### ② 校内別室の確保

大規模校では、校内別室の確保のため、会議室や教材室、今は使用していないパソコン室などの物品を移動させ、別室として整えた学校もある。他の生徒との動線など配慮を要する必要性もあるため、今後も本事業を他校に広めていく中において、校内別室の確保に困難を要する学校がでてくることが想定される。

### ③ 予算の確保

本事業は、東京都教育委員会の補助金（10/10）を受け実施している。都の事業としては、2年間となっているため、令和5年度からの配置校（24校）は、令和6年度末で終了となり、令和7年度以降は、区で予算を立てて実施していくこととなる。

<b>内部評価</b>	<b>5</b>
-------------	----------

## SDGs17の目標 関連項目

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	各国内及び各国間の不平等を是正する

## 【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

○ 不登校の問題が本当に難しい。不登校児童・生徒に共通していることは、集団活動になじまないということは分かる。親や教師は集団になじめなければ社会に出て困ると思いがちで、なんとかして登校させようとするが、本人はまったくその気にならない。現在では、家に引きこもっていて、ゲームをしていた方がいいと思っている児童・生徒も多いのではないかとと思われる。

家に引きこもっている状態から、これではいけないと気付いて、学校に行きたいという気持ちはあるが、なかなか行けないという児童・生徒にとって、同じ学校でありながら、他の生徒と顔を合わせなくても良くて、学校の中に、なんらかの活動が与えられるということは、これから、元の集団に戻る上で重要なことと考えられる。

都の委託事業で予算は都から出ていたということであるが、別室利用児童・生徒数から見ると特に中学校で成果を上げているように思えるので、今後も続けるべきと考える。

(並木 正 聖路加国際大学客員教授兼教職支援アドバイザー)

<b>外部評価</b>	<b>A</b>
-------------	----------

○ 令和5年度の東京都公立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校13,275人、中学校18,451人と、令和4年度と比べ小学校で2,580人、中学校で2,234人増加している。これで10年連続の増加となっており、不登校対応は急務である。

江戸川区は、東京都教育委員会委託事業である「校内別室指導支援員配置事業」を活用し、学級で過ごすことが困難な児童・生徒に対して校内にもう一つの居場所をつくり、学習指導や相談対応に精力的に取り組んでいる。令和5年度7月に開始し半年後の令和6年1月時点で370人の児童・生徒が校内別室につながったり、小学校時代は全く登校できなかった生徒が週3回程度、校内別室に登校できるようになったりするなど、成果が如実に表れている。さらに担任と支援員との複数で不登校児童・生徒の状態把握を行うことができ、担任による支援が適切かつ十分に行われるようになったという成果も確認できており、大いに評価できるものである。

今後、委託事業である本事業を継続するためには、予算の確保は重要な課題である。成果をあげている本事業が縮小されたり途切れたりすることがないようにするため、確実に予算確保を行うとともに、児童・生徒理解や対応力に優れた支援員が確保できるよう、大学と連携を図ったり広報活動を充実させたりするなど、環境整備に努めていただきたい。

(佐藤 浩 日本体育大学教授)

<b>外部評価</b>	<b>A</b>
-------------	----------

## 4 おわりに

江戸川区教育委員会では、「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」という教育目標を掲げ、様々な教育施策を推進しています。

今回、令和5年度に実施した事業の中から4事業を抽出して、自己点検・評価を行い、学識経験者の意見を伺いましたが、おおむね目的に対して有効に事業が展開されているという評価にいたりしました。

しかし一方で、今後も事業を継続していくにあたってはさまざまな課題があることも挙げられました。

時代の変化とともに、教育課題や区民・保護者のニーズは変化していきます。限られた財源の中でそれらに対応した施策を充実させるために、今回点検・評価を実施した事業のみならず、すべての事業について継続的に検証を行い、適正な見直しを行っていく必要があります。

今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、より効果的な施策の展開を目指してまいります。